

# 国立研究開発法人国立環境研究所利益相反マネジメント実施規程

平成27年 1月16日平26規程第1号

平成27年 4月 1日改正

令和 3年 5月25日改正

## 第1章 総則(第1条・第2条)

### 第2章 利益相反マネジメントの体制

#### 第1節 利益相反マネジメント委員会(第3条～第7条)

#### 第2節 利益相反マネジメントアドバイザー(第8条)

### 第3章 利益相反マネジメント

#### 第1節 定期自己申告マネジメント(第9条～第12条)

#### 第2節 事象発生時マネジメント(第13条～第18条)

#### 第3節 再審査申立て(第19条)

### 第4章 雑則(第20条～第22条)

### 附則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所(以下「研究所」という。)が実施する利益相反のマネジメント(以下「利益相反マネジメント」という。)の体制及び手続きについて定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「産学官連携活動等」とは、別に定める企業等を相手として行われる次に掲げる行為をいう。
  - イ 研究所が行う共同研究及び受託研究並びに研究所が企業等に対して委託する研究
  - ロ 研究所が随意契約により行う物品購入、役務購入等
  - ハ 研究所が行う研究所の役員、職員、任期付職員及び次条の利益相反マネジメント委員会が指定する者(以下「役職員等」という。)が権利者又は発明者である知的財産権の技術移転
  - ニ 研究所が受ける寄付金、設備、物品等の供与
  - ホ 研究所が行う研究所の施設、設備等の提供
  - ヘ 研究所が行う出資及び出資により取得した株式の処分
  - ト その他次条の利益相反マネジメント委員会が必要と認める行為
- 二 「個人的利益」とは、役職員等の研究所が認める範囲での兼業に伴う報酬、株式等の

保有及び役職員等が権利者又は発明者である知的財産権の保有をいう。

## 第2章 利益相反マネジメントの体制

### 第1節 利益相反マネジメント委員会

#### (設置)

第3条 研究所に、利益相反マネジメント委員会(以下「委員会」という。)を置く。

#### (任務)

第4条 委員会は、次に掲げる事項について審議、決定等を行う。

- 一 利益相反の把握に関すること。
- 二 利益相反の未然防止に係る措置に関すること。
- 三 利益相反の改善等に関すること。
- 四 その他利益相反マネジメントに係る事項に関すること。

#### (組織)

第5条 委員会は、理事長が指名する委員若干名をもって組織する。

- 2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の中から理事長が指名する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

#### (開催及び議決)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席者をもって成立とし、審議、決定等の採決にあたっては、出席者の過半数以上の同意を必要とする。
- 3 委員長は、委員会の招集による議決に代えて、書面により議決することができる。
- 4 委員長及び委員は、自己が担当する産学官連携活動等に係る議題については、その議事に参与することができない。
- 5 前項の規定により議事に参与することができない委員の数は、第2項に規定する委員の数に算入しない。

#### (事務局)

第7条 委員会の事務局は、連携推進部研究連携・支援室とする。

### 第2節 利益相反マネジメントアドバイザー

#### (設置及び任務)

第8条 研究所に、利益相反マネジメントアドバイザー(以下、「アドバイザー」という。)

を置く。

- 2 アドバイザーは、利益相反に高い見識を有する研究所の役職員等以外の者を、理事長が委嘱する。
- 3 アドバイザーは、利益相反について専門的見地から委員会及び研究所の役職員等に助言を行う。
- 4 アドバイザーの任期は2年とし、再任を妨げない。

### 第3章 利益相反マネジメント

#### 第1節 定期自己申告マネジメント

(定期自己申告)

第9条 役職員等は、各年度において、産学官連携活動等の相手方から、別に定める個人的利益を受けたときは、その内容を記した定期自己申告書を、翌年度の5月末日までに、理事長に報告しなければならない。

(申告の方法等)

第10条 前条の申告の方法、定期自己申告書の様式、項目等は別に定める。

(ヒアリングの実施)

第11条 委員会は、第9条の自己申告を行った者(以下、「定期自己申告者」という。)について、特に必要があると認めるときは、アドバイザーに対して聞き取り調査(以下、「ヒアリング」という。)の実施を依頼することができる。

- 2 前項の規定により、ヒアリングの実施の対象となった定期自己申告者は、アドバイザーによるヒアリングを受けなければならない。
- 3 アドバイザーは前項のヒアリングを行った結果を委員会に報告する。

(委員会による改善等の勧告)

第12条 委員会は、前条第3項の報告を受けて、利益相反に係る問題が生じる可能性がある又は利益相反に係る問題が生じていると判断した場合は、当該定期自己申告者に対し、産学官連携活動等の改善、是正又は中止の勧告を行い、当該勧告に係る措置に関し、報告を求めることができる。

- 2 委員会は、前項の勧告を受けた定期自己申告者が、正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかった場合は、理事長に報告する。
- 3 理事長は、前項の報告を受けた場合は、当該定期自己申告者に対し、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

#### 第2節 事象発生時マネジメント

(事前マネジメント)

第 13 条 役職員等は、産学官連携活動等を計画する段階において、アドバイザー又は委員会に対し、利益相反に関する事項について相談することができる。

(事前自己申告)

第 14 条 役職員等は、以下に掲げる場合には、あらかじめ自己申告しなければならない。この場合において、虚偽の申告をしてはならない。

- 一 産学官連携活動等を行おうとする場合であって、当該産学官連携活動等の相手方に対し、別に定める個人的な利益を有する場合
- 二 外部の研究費に応募しようとする場合であって、当該研究費の交付決定を行う機関が利益相反の有無を委員会で審査することを義務づけている場合

(申告の方法等)

第 15 条 前条の申告の時期、方法、申請書の様式、項目等については、別に定める。

(委員会の指導)

第 16 条 委員会は、第 14 条の自己申告の内容及び当該行為に係る利益相反の確認を行い、特に必要と認める場合は、同条の自己申告を行った役職員等及び当該役職員等が所属するユニット長に指導を行う。

(その他マネジメント)

第 17 条 委員会は、役職員等が産学官連携活動等を行っている場合であって特に必要と認めるときは、当該役職員等にヒアリングを実施することができる。

- 2 前項の規定により、ヒアリングの実施の対象となった役職員等は、ヒアリングを受けなければならない。
- 3 役職員等は、自己が行っている産学官連携活動等に係る利益相反に関し、随時アドバイザーに相談することができる。

(委員会による改善等の勧告)

第 18 条 委員会は、前条第 1 項のヒアリングの結果、利益相反に係る問題が生じる可能性がある又は利益相反に係る問題が生じていると判断した場合、当該役職員等に対し、産学官連携活動等の改善、是正又は中止の勧告を行い、当該勧告に係る措置に関し、報告を求める。

- 2 委員会は、前項の勧告を受けた役職員等が、正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかった場合は、理事長に報告する。
- 3 理事長は、前項の報告を受けた場合は、当該役職員等に対し、その勧告に係る措置を

とることを命ずることができる。

### 第3節 再審査申立て

(再審査申立て)

第19条 役職員等は、第12条第1項又は前条第1項の勧告に異議があるときは、当該勧告を受けた日から2週間以内に書面により、委員会に対して再審査を申し立てることができる。

2 委員会は、役職員等から再審査の申立てがあった場合は、再度審査を行い、理事長に報告する。

3 理事長は、前項の報告を受けた場合は、委員会の役職員等からの申立ての内容及び再審査結果を踏まえ、最終判定を行い、委員会及び当該役職員等に対して最終判定に基づく措置を命ずることができる。

### 第4章 雑則

(秘密保持)

第20条 研究所は、利益相反マネジメントにより得られた情報について、研究所の業務以外に利用してはならず、かつ、秘密として取扱い、その保持に努めなければならない。

(守秘義務)

第21条 研究所は、アドバイザーから守秘義務に関する宣誓書を提出させる。

(委任)

第22条 この規程に定めるもののほか、研究所の利益相反マネジメントに関し必要な事項は理事長が定める。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第9条の定期自己申告については、平成26年度から適用する。

改正附則（令和3年5月25日）

この細則は、令和3年5月25日から施行する。